

第2児童福祉センター（仮称）等 基 本 構 想

平成22年6月

京 都 市

目 次

	ページ
1 基本構想について	・・・ 1
2 児童福祉センターにおける施策の実施状況と課題について	・・・ 3
(1) 施策の実施状況と現在の課題	
(2) 今日的な新たな課題	
3 課題への対応について	・・・ 6
(1) 現在の課題への対応	
(2) 今日的な新たな課題への取組	
4 運営主体について	・・・ 9
(1) 運営主体	
(2) 民営化する場合の課題と対応	
5 第2児童福祉センターの機能、体制及び設置場所等について	・・・ 11
(1) 第2児童福祉センターの機能及び体制	
(2) 第2児童福祉センターの設置場所等	
6 第2児童福祉センターの整備等の日程について	・・・ 15
(参考資料)	
①現在の児童福祉センターの概要	・・・ 16
②現在の児童福祉センターの建物規模等	・・・ 17

1 基本構想について

児童福祉センターは、昭和6年に設立された児童院を改組し、昭和57年に京都市における児童福祉の総合機関として設置されました。児童福祉センターにおいては、これまでから児童、知的障害者及び発達障害児・者の福祉増進を図るため、総合的な相談・支援、指導・訓練等に取り組んでいますが、近年、少子長寿化の進行や核家族化等による世帯構造の変化、地域の協力・共同関係の希薄化等、児童とその家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況を背景に、児童虐待に関する相談・通告件数、認定件数、発達障害のある児童等に関する相談件数が年々増加しており、これに伴い、児童福祉法改正による児童相談所と福祉事務所の役割の変化、発達検査や自閉症の確定診断の待機等、様々な課題が生じています。

平成21年1月に策定された「京都未来まちづくりプラン」において、本市では市民の皆様とともに、「子どものいのちを守り育む」ことによって、子どもを安心して産み育てる喜びを実感できる子育て支援が行き届いたまちづくりをより一層推進することとしており、そのための取組の一つとして第2児童福祉センター（仮称、以下同じ。）の設置を掲げています。

第2児童福祉センターのあり方については、京都市社会福祉審議会「福祉施策のあり方検討専門分科会」に検討をお願いし、約1年間にわたって熱心にご審議、ご検討いただきました。あらゆる「いのち」を徹底的に大切にする本市の市政方針や、厳しい財政状況を勘案いただくとともに、児童福祉センターの利用者アンケートや関係団体、関係職員からのヒアリング等の結果も踏まえ、「隙間のない支援の確立など、今日的課題への対応」、「第2児童福祉センター（仮称）に求められる機能」、「施設における公営と民営のあり方」など、「第2児童福祉センター（仮称）のあり方に関する意見」として取りまとめていただいたところです。

本市においては、大変厳しい財政状況にあることから、総人件費の削減や徹底した事務事業の見直しなど間断なく行財政改革の取組を推進しているところであり、第2児童福祉センターの設置等に当たっては、最少の経費で最大限の効果があげられるよう努めなければなりません。

京都市社会福祉審議会「福祉施策のあり方検討専門分科会」からいただいた意見、検討内容、平成22年4月21日から同年5月24日までの間に実施したパブリックコメントで市民の皆様からいただいたご意見等、さらには本市の財政状況を十分に踏まえ、第2児童福祉センターを設置するとともに、現児童福祉センターを含めて、本市における児童福祉の総合機関としての機能・体制の強化、充実を図り、さらには今日的課題の解消に向けた取組を推進するために、「第2児童福祉センター（仮称）等基本構想」を策定するものです。

基本構想のポイント

現在の課題

・児童相談所

児童虐待の増加に伴い狭隘な状態，特に一時保護所「すばるホーム」では，施設が狭隘なため個別処遇上の困難

・情緒障害児短期治療施設「青葉寮」

生活空間が狭隘，施設構造等にも不備

・発達相談所発達相談課（障害相談）

・診療療育課診療部門

希望件数の増加により発達検査，自閉症確定診断に待機

・発達障害者支援センター「かがやき」

ニーズの高まりに伴い直接指導プログラムに待機

課題への対応

第2児童福祉センターに児童相談所を設置し体制強化，「すばるホーム」については「青葉寮」移転・再整備後のスペースを活用し改修・拡充

近い将来における民設民営による移転・再整備を検討

児童療育センターの障害相談部門，診療部門について，第2児童福祉センターへ移転拡充し，体制を強化

現在児童療育センターで実施している直接指導プログラムについて第2児童福祉センターにおいて拡充実施

今日的な新たな課題

- ・「支援体制の強化」
- ・「隙間のない支援の確立」
- ・「関係者や関係機関の連携の強化」
- ・「地域との連携の強化」

課題への対応

児童福祉センター，第2児童福祉センター，本市の行政機関，関係機関，さらには地域住民とともに取り組むべき課題であり，連携，協議のうえ，十分検討し，取組を進める。

運営主体

- ・児童相談所，障害相談部門，診療部門 → 引き続き，公営
- ・知的障害児通園施設「こぐま園」，総合療育事業（カンガルー教室（知的障害）） → 民営化を基本とし検討
- ・情緒障害児短期治療施設「青葉寮」 → 民設民営化を検討

第2児童福祉センターの機能，体制及び設置場所等

- ・基本的な機能は，児童相談所，障害相談部門，診療部門とし，課題に対応できるよう，職員体制，施設等の充実・強化を図る。
- ・所管区域は南区及び伏見区を基本とし，改進黨コミュニティセンター本館及び第2福祉センターを活用し，設置する。
- ・転用にあたっては，多目的ロビー部分を子育て親子の交流スペースとする。

2 児童福祉センターにおける施策の実施状況と課題について

(1) 施策の実施状況と現在の課題

① 児童相談所

- 近年、児童虐待は増加の一途をたどっており、平成20年度の本市児童相談所への児童虐待相談・通告件数は824件、そのうち児童虐待と認定した件数は622件となっており、ここ5年間で倍増しています。
- 平成20年10月に判明した本市における乳児遺体遺棄事件についての検証結果報告書の提言を踏まえ、虐待対応事務マニュアルの改訂とともに、児童相談所と保健センターとの連携や、保健センターと医療機関の連携体制の再構築等を図っています。
- 児童福祉法及び児童虐待防止法の改正を踏まえ、平成21年3月には、全市レベルの、平成21年度には、各区・支所ごとの要保護児童対策地域協議会を設置し、児童相談所、保健センター及び子ども支援センター（福祉事務所）の連携、地域の関係機関や団体とのネットワークの構築を図っております。
- 児童相談所においては、増加する児童虐待等に対応するため、政令指定都市の中で最高水準となる41名の児童福祉司を配置しています。また相談件数の増加や、職員数の増加により、執務スペースや、相談スペースも狭隘な状態となっています。

② 一時保護所「すばるホーム」

- 被虐待児童等を一時保護する施設である一時保護所「すばるホーム」については、入所定員30名に対し、一日平均入所者数はここ数年10名強となっています。
- 本市の場合、他都市に比べ乳児院や児童養護施設におけるショートステイ（短期入所）が充実しており、保護者の希望に応じ、虐待認定された児童が入所する場合も多くあることから、一時保護所の入所児童が少ないものと考えられます。
- 「すばるホーム」は施設が狭隘なため、年齢別・性別・課題別等、個別処遇を行う上で、さまざまな困難が生じており、居室や共有スペースの拡充が必要です。

③ 発達相談所発達相談課（障害相談）

- 児童相談所、発達相談所が平成20年度に受け付けた児童に係る相談件数は、7,260件であり、そのうち約7割の4,985件が障害相談です。平成17年4月の発達障害者支援法施行以降、発達障害を心配する相談が増加しており、とりわけ小・中学生の就学児についての相談の増加が目立っています。
- 発達障害を早期に発見し支援するために実施している発達検査の希望件数の増加等に対応するため、これまでから心理職員の増員を図ってきましたが、相談受付から検査まで、就学児で約5箇月、未就学児で約2箇月の待機が生じています。

④ 診療療育課【診療部門】

- 診療療育課診療部門は医療法に基づく診療所として、小児科、児童心療科（児童精神科）、耳鼻咽喉科、眼科及び整形外科の5科目を開設しています。
- 平成7年から開始した自閉症発達外来では、自閉症等が疑われる児童の診断を行い、自閉症と診断された児童には、個々の障害の特性に応じた療育を行っています。
- 自閉症の確定診断については、児童心療科医師7名を確保するとともに、小児科医師3名も診断を行ってきましたが、新規診断希望件数の増加により、申込みから診断を行うまでに、最長約1年半の待機が生じています。ただし、いじめや不登校、虐待等、早期診断の必要性が高い場合は、概ね1箇月以内に診断を行っており、また未就学児については、診断の確定を待たず、早期に療育を実施しています。

⑤ 診療療育課【療育部門】

- 療育部門では、公営により、知的障害児通園施設「こぐま園」、難聴幼児通園施設「うさぎ園」、総合療育事業（カンガルー教室（知的障害）、ライオン教室（言語障害）、こうさぎ教室（聴覚障害））を実施しており、受け入れている児童数は、近年、ほぼ横ばいとなっています。
- 本市の療育事業については、公営で実施している児童福祉センターの療育部門以外は、多数の障害児施設、児童デイサービス等、全て民営により運営されています。

⑥ 発達障害者支援センター「かがやき」

- 発達障害のある方とその家族が安定して地域で生活できるよう、相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発・研修の総合的な支援を実施しており、事業の一部は民間委託により実施しています。
- 発達障害が市民に広く認知され、相談・支援ニーズが高まっていることに伴い、自閉症児童に対する専門療育である直接指導プログラムの待機が生じています。
- このような状況を踏まえ、関係機関等の支援者を対象に基本的な知識と方法を学習し、実践する「トレーニングセミナー」や、教育機関や施設等を訪問し、対応や問題解決などの支援方法のアドバイスや必要な情報を提供する「コンサルテーション事業」を展開し、専門性の向上や継続的なサポート、支援の担い手の育成を図り、待機者の実質的な解消にもつなげています。
- 平成21年度においては、直接指導プログラムを担う職員を4名増員し、療育体制の充実を図っています。

⑦ 情緒障害児短期治療施設「青葉寮」

- 情緒障害児短期治療施設「青葉寮」は、不登校児童、被虐待児童、発達障害のある児童などの心理面のケアを行う専門施設として設置し、生活援助、家族も含

めた心理援助，医療，教育などの総合的な援助を行っています。入所と通所機能があり，入所児童は施設近隣の小中学校に通学しています。

- 昭和58年の改築時には，小学生のみの利用を想定していたため，中学生の入所が多くなった現状では生活空間が狭隘となっています。施設の構造，設備面での不備等，子どもの情緒面での発達を保障するためには様々な課題があり，移転・再整備が必要となっています。

⑧ 児童療育センター

- 児童福祉センターから心理職員等を派遣し障害相談を実施するとともに，医師，看護師を派遣し診療所を開設しています。診療所には，小児科，児童心療科（児童精神科）の2科目があり，近年，診療取扱件数が増加しています。
- 療育事業として，民営により，知的障害児通園施設「きらきら園」，総合療育事業（おひさま教室（知的障害），あおぞら教室（言語障害））を実施しています。

（２）今日的な新たな課題

児童福祉センター及び第2児童福祉センターが児童の最善の利益を図り，成長と発達を保障するための拠点として必要な役割や機能を担うためには，現在生じている課題への対応だけでなく，今日的な新たな課題に対する取組が求められます。

「第2児童福祉センター（仮称）のあり方に関する意見」においては，「今日的課題」として以下の課題が挙げられています。

① 支援体制の強化

- 近年，児童虐待や発達障害などの相談・支援へのニーズが増加，複雑化しており，児童虐待に対応する職員の精神的負担の問題や，発達検査や自閉症の確定診断の待機などに対応していくため，さらなる支援体制の強化が必要です。

② 隙間のない支援の確立

- 障害相談や診療，療育事業の利用により保護者が大きな安心感を得ている一方で，学齢期に入り支援が途切れるといった不安，将来的な進学や就職を含めた社会生活等への不安も見られます。
- 児童虐待についても，在宅指導となったケースへの継続的な関わり，家族との再統合や，児童福祉施設を退所した後の社会での自立支援等，長期的・継続的視点に立った処遇方針の検討や支援策の確立が重要です。

③ 関係者・関係機関の連携の強化

- 保育所や幼稚園，学校等とはこれまでから連携の機会を設けていますが，児童虐待や障害の早期発見・早期対応のためには，これら関係者の基礎的知識の習得や情報の周知，相談しやすい窓口の設置などについて充実していく必要があります。

- 保育所や幼稚園、学校等は日中の生活の場として日常的に対応する必要があることから、児童虐待への対応や障害、発達障害のある児童への適切な支援方法などを関係者・関係機関で共通のものとするため、一層の連携強化を図る必要があります。

④ 地域との連携の強化

- 児童虐待の相談・通告について、近隣・知人によるものが最も多いことから、児童虐待の早期発見・早期対応のためには、地域との連携が不可欠であり、こうした連携を強めるため、児童虐待等の認識を深める取組を行っていく必要があります。

3 課題への対応について

(1) 現在の課題への対応

① 児童相談所・一時保護所、障害相談部門

- 増加する児童虐待や障害相談に対応し、また、発達検査の待機解消を図るため、第2児童福祉センターに児童相談所（児童相談機能）、障害相談機能を持たせるとともに、その機能・体制の充実を図ります。
- 児童療育センターに設置している障害相談部門については、その機能・役割分担を図るため、第2児童福祉センターへ移転、拡充します。
- 児童福祉センターについては、第2児童福祉センターの設置後には、プライバシーに配慮し、来訪する市民が落ち着いて相談できるよう改修します。
- 第2児童福祉センターにおける一時保護所については、本市の乳児院、児童養護施設の充実した設置状況、一時保護所「すばるホーム」の児童の入所状況、職員の効率的な配置、本市の厳しい財政状況等を勘案し、設置しないこととします。
- 第2児童福祉センターにおいては、緊急時に備え、一時保護スペースを確保するとともに、一時保護所「すばるホーム」と連携した児童の円滑な入所措置ができるよう対応するとともに、入所児童への適切な支援等ができるよう努めていきます。
- 一時保護所「すばるホーム」は、「④」に記載している情緒障害児短期治療施設「青葉寮」の再整備後に改修・拡充し、児童の状況に合わせた支援を行うとともに、入所児童の学習権の保障など、児童処遇の向上が図れるよう取り組むものとします。

② 診療部門

- 自閉症の確定診断の待機解消を図るとともに、増加する診療取扱件数に対応するため、第2児童福祉センターに診療部門を設置し、医師、看護師等の診療体制の強化を図ります。
- 児童療育センターに設置している診療部門については、その機能・役割分担を図るため、第2児童福祉センターへ移転、拡充します。

- 小児科，児童心療科（児童精神科）の医師等の診療体制については，両児童福祉センターが連携して児童への診療，医学的判定・診断，専門外来に対応できる体制を構築し，実施水準の向上と統一性を確保していきます。

③ 発達障害者支援センター「かがやき」

- 発達障害者支援センター「かがやき」が実施している直接指導プログラムについては，現在，児童療育センターにおいても実施していますが，事業を拡充し，待機解消を図る必要があること，また診療部門（児童心療科）との連携が不可欠であることから，第2児童福祉センターへ移転，拡充する診療部門において療育室を確保し，実施することとします。なお，これに伴い，児童療育センターにおける直接指導プログラムの療育室は廃止します。

④ 情緒障害児短期治療施設「青葉寮」

- 青葉寮については，子どもの情緒面での発達を保障し，処遇の向上が図れるよう取り組む必要があり，入所している児童が通学する学校との関係に十分留意し，近い将来における移転・再整備の検討を進めます。

⑤ 児童療育センターにおける療育事業

- 児童療育センターの障害相談部門及び診療部門は，第2児童福祉センターに移転・拡充しますが，その移転後のスペースを活用して療育事業を拡充します。児童療育センターにおける療育事業については，第2児童福祉センターに移転した障害相談部門，診療部門と引き続き連携して事業が実施できるよう努めます。

なお，知的障害児通園施設（きらきら園）については，国の児童福祉施設最低基準においても嘱託医を配置しなければならないものとされており，今後とも必要な職員を配置します。

（２）今日的な新たな課題への取組

「第2児童福祉センター（仮称）のあり方に関する意見」において挙げられた「今日的課題」に対する「今後の取組についての提言」においては，児童福祉センターや第2児童福祉センターに関する事項をはじめ，本市の他の行政機関や関係機関，さらには地域住民とともに取り組むべき課題など，多岐にわたっており，関係機関と連携，協議のうえ，その施策や取組の実施方法等を十分検討し，取り組んでいく必要があります。

① 支援体制の強化

第2児童福祉センターの設置に伴う職員の増員や，療育部門の柔軟な運営等によって，利用者本位のより迅速かつ的確な支援が実施できるよう支援体制を強化します。

- 児童虐待への迅速な対応のため，職員の増員や専門性の向上，福祉事務所・保

健センターとの連携の強化

- 医師や心理職員等の増員による発達検査や自閉症の確定診断の拡充
- 委託先スタッフの増員など発達障害者支援センターにおける直接指導プログラム等の支援体制の充実
- 民間の柔軟な運営による利用回数の増加など療育事業の充実

② 隙間のない支援の確立

児童養護施設や学校等の関係機関と連携し、子ども・若者への総合支援を目指す隙間のない支援の確立のため、施策間の更なる連携や融合を図るとともに、児童の成長を見据えた支援を行います。

- 「子ども・若者総合相談センター（仮称）」との連携・融合した取組の推進
- 家族再統合に向けた児童虐待に係る虐待者へのケアや在宅ケースの保護者支援のあり方の研究
- 児童養護施設等の入所児に対するケア体制の充実、就職支援や、施設退所後の自立支援の強化
- 学校と連携した就学児や保護者への相談・助言・支援等の対応の強化
- 学校と連携した就学児への発達支援の拡充

③ 関係者・関係機関の連携の強化

児童虐待への対応や障害、発達障害のある児童への適切な支援方法などを福祉施設職員や学校教職員等、関係者・関係機関で共通のものとするため、一層の連携強化を図ります。

- 児童虐待への対応や障害等のある児童への適切な支援方法に係る福祉施設職員や学校教職員等への相談・指導・助言の強化などによる基礎的知識の普及
- 児童虐待のハイリスクケースの医療機関、保健センターとの連携体制の確立
- 支援の担い手の育成、専門性の向上など、発達障害者支援センターにおける「トレーニングセミナー」、「コンサルテーション事業」の更なる展開
- 発達障害のある児童の状況に応じた処遇を行うための桃陽病院との連携強化

④ 地域との連携の強化

地域住民と連携した家庭支援を実現するため、地域住民の児童虐待等への認識を深める取組や未然防止の取組を行う必要があります。身近な行政機関である子ども支援センター（福祉事務所）の体制強化を図るとともに、児童福祉センター・第2児童福祉センター、子ども支援センター、保健センターとが連携した取組を進めます。

- 「子ども・若者支援地域協議会（仮称）」との連携・融合した取組の推進
- 地域に根差した身近な子育て支援の拠点である子ども支援センターの機能の充実
- 行政区レベルの要保護児童対策地域協議会を有機的に活動させるための児童・母子担当現業活動の強化

- 子育て支援調整会議の取組等を通じた地域住民への啓発・周知の推進
- 子育て相談や地域との交流等児童虐待の未然防止に寄与する取組の推進

4 運営主体について

(1) 運営主体

児童福祉センター・第2児童福祉センターについては、現在生じている課題や今日的な新たな課題に対応するための機能強化、事業拡充の検討を行うとともに、運営主体のあり方については、公民の役割分担の観点等から検討を行い、利用者のニーズに即したサービスを迅速かつ的確に提供できるよう努めます。

① 児童相談所（一時保護所を含む）・障害相談部門

児童相談所（一時保護所を含む）・障害相談部門については、本市に法的な設置義務があり、公権力の行使を伴うこと、複雑な問題を抱えるケースや発達障害相談の対応の増加、地域や関係機関との連携の強化を図っていくことは、行政でなければできない施策であることから、第2児童福祉センターにおいても、公営とします。

② 診療部門

診療部門については、発達障害のある児童等の診療・診断等を実施しており、採算性の問題から民間医療機関では実施が困難であることから、引き続き、公営とします。

③ 療育部門等

現在公営で実施している児童福祉センターの知的障害児通園施設「こぐま園」、総合療育事業（カンガルー教室（知的障害））については、本市における障害児施設や療育事業についての民営による多数の運営実績、児童療育センターにおいて同種の施設や事業が既に民営で運営されていること、更には運営の柔軟性、運営費面でのメリットなどを考慮するとともに、公民の役割分担を踏まえ、民営化を基本とし、検討します。

京都府下で唯一の施設である難聴幼児通園施設「うさぎ園」や、総合療育事業（ライオン教室（言語障害）、こうさぎ教室（聴覚障害））については、民間による運営実績や、児童の療育を担う専門職種である言語聴覚士の確保等を踏まえ、引き続き、本市が運営します。

なお、児童療育センターにおける障害児施設、療育事業は、事業拡大後も、引き続き、運営を委託します。

④ 発達障害者支援センター「かがやき」

発達障害者支援センター「かがやき」における事業は、民間に一部委託して実施していますが、直接指導プログラムの事業拡充後も、引き続き一部委託を行います。

⑤ 情緒障害児短期治療施設「青葉寮」

青葉寮については、近い将来の移転・再整備が必要であり、再整備の際には、他都市における民間での運営実績を踏まえ、民間活力を導入し、民設民営での整備、運営を検討します。

（２）民営化する場合の課題と対応

児童福祉センターの療育部門や情緒障害児短期治療施設「青葉寮」の民営化に当たっては、利用者の混乱を招かないよう、利用者に配慮したスムーズな移管が必要であり、今後とも利用者本位の質の高いサービスが提供できるよう、次の点に十分留意し、対応します。

① 委託先法人の安定的な運営

- 経営基盤の安定や、優れた経営能力など、委託先法人の安定的な運営
- 本市の定期的な確認による適切な法人運営

② 利用者（児童・保護者）本位の質の高いサービスの提供

- 柔軟で積極的な事業展開による利用者（児童・保護者）本位の質の高いサービスの提供
- 円滑な相談・診療・療育が提供できるための利用者の状況把握、情報共有等の仕組みの構築
- 情緒障害児短期治療施設における学校等との連携の確保

③ 利用者に配慮したスムーズな移管

- 利用者への十分な説明や情報提供、利用者の意見・要望の聴取に係る十分な配慮
- 本市と委託先法人職員による共同したサービス提供などの引継期間の設定

5 第2児童福祉センターの機能、体制及び設置場所等について

(1) 第2児童福祉センターの機能及び体制

「3 課題への対応について」及び「4 運営主体のあり方等について」を踏まえ、第2児童福祉センターについては、増加する児童虐待や障害相談への対応、発達検査、自閉症の確定診断等の待機解消を図るため、基本的な機能として、**児童相談所、障害相談部門及び診療部門**（直接指導プログラムの療育室を含む。）を設置します。

児童福祉センター、第2児童福祉センターにおいては、各施策・事業が円滑に実施できるよう、所管区域の各施策・事業は基本的には各々で完結させるものとします。

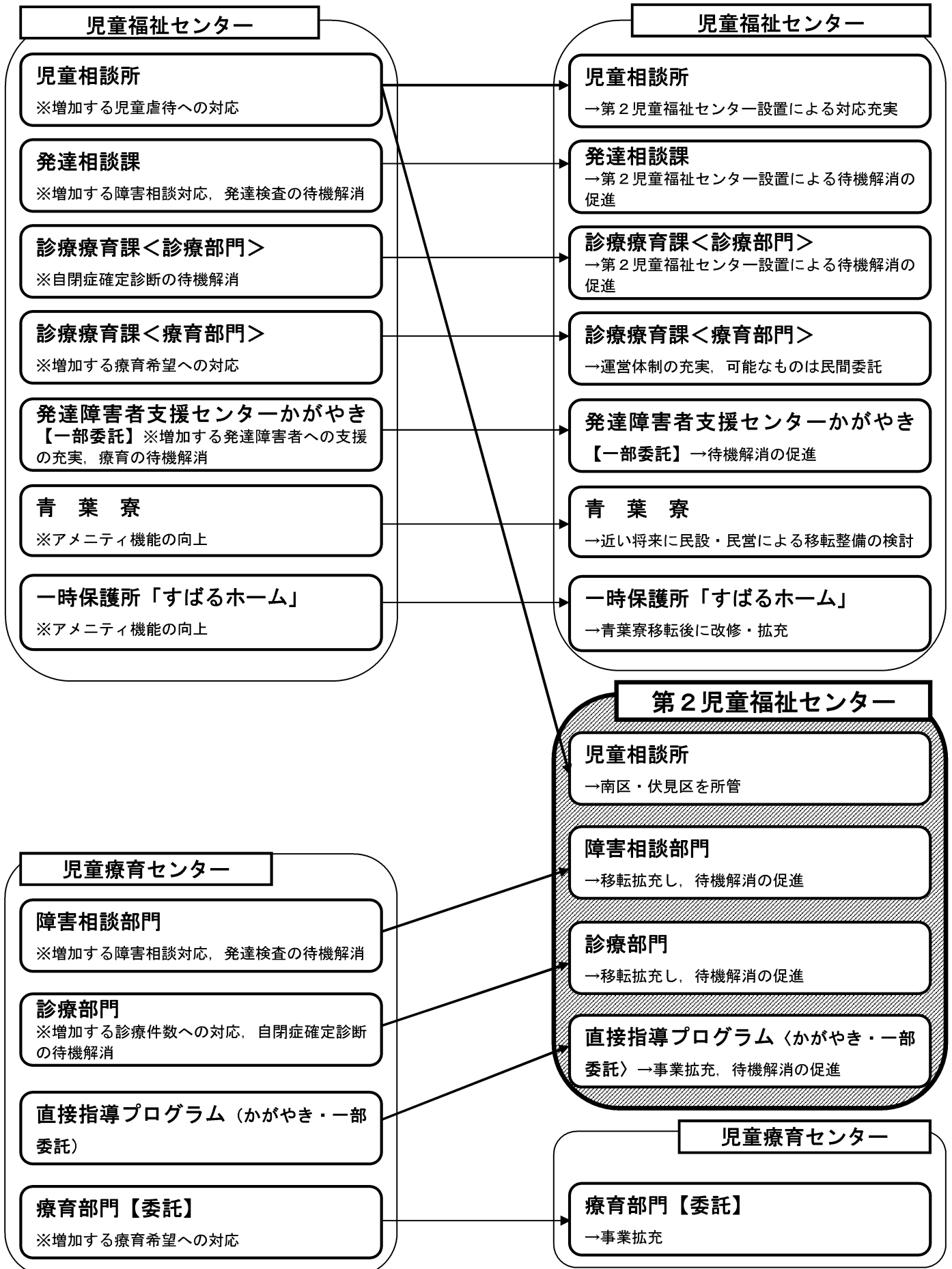
両児童福祉センターの関係においては、地域や関係機関との連携強化や、職員の資質・技能の向上などの全体的な課題への対応、一時保護所への円滑な入所をはじめとした連絡調整、各施策・事業の実施水準の統一性の確保等のため、総体としての統制がとれる組織を構築します。また、現在生じている課題への対応はもとより、今日的な新たな課題にも十分対応できるよう、職員体制や施設・設備等の充実・強化を図ります。

児童福祉センター、第2児童福祉センター及び児童療育センター「全体の機能・体制等」については、次のとおりです。

【全体の機能・体制等】

〈 現 行 〉

〈 今 後 〉



（２）第２児童福祉センターの設置場所等

第２児童福祉センターの設置場所等に関する基本的な考え方、具体的な設置場所等については、次のとおりです。

① 基本的な考え方

ア 所管区域等

第２児童福祉センターの所管区域は、市南部地域における拠点として、これまでの利用実績や、地域性を勘案し、虐待通告件数、障害相談件数が全市の約３分の１となっている南区及び伏見区（深草支所及び醍醐支所管内を含む）を基本としますが、利用者の状況やニーズ、地理的な状況等も踏まえ対応します。

市南部地域において、市民が来訪しやすいよう公共交通機関の沿線とするとともに、乳幼児や障害のある児童を同伴してマイカーで来訪する保護者のため、施設又は施設周辺に一定数の駐車スペースを確保します。

イ 建物の整備

第２児童福祉センターの設置に当たっては、保有する既存の建物を有効に活用することとし、また利用する市民がゆったりと落ち着いた雰囲気の中で相談や受診などができるよう、プライバシーに配慮した、十分なスペースと設備を確保します。

② 設置場所等

ア 設置場所

第２児童福祉センターについては、「①基本的な考え方」及び「京都市コミュニティセンターの転用計画」（平成２２年３月、京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課）を踏まえ、改進黨コミュニティセンター本館及び第２福祉センターを活用し、設置することとします。

イ 施設転用の概要

○ 改進黨コミュニティセンター本館

第２児童福祉センターの児童相談所、障害相談部門を設置するとともに、多目的ロビー（１階）部分を改修、活用し、子育て中の親子が気軽につどい、交流できるスペースを配置します。

○ 第２福祉センター

診療部門（小児科、児童心療科）を設置するとともに、自閉症児童に対する専門療育である直接指導プログラムの療育室を設置します。

ウ 施設配置・面積等

具体的な施設面積等については、今後、施設・設備や職員体制等の充実・強化等の状況を踏まえ、基本設計、実施設計を行う中で確定することとしますが、現

時点でのイメージは、次のとおりです。

＜施設配置・面積等の現時点でのイメージ＞

施 設・機 能	施設面積等	備 考
改進黨ニキニテセンタ一本館	約 1, 6 0 0 m ²	
児童相談所・障害相談部門	約 8 0 0 m ²	
事務室等	200 m ²	
相談・面接・検査室等	300 m ²	
会議室等	200 m ²	
一時保護スペース	100 m ²	
子育て親子の交流スペース	約 2 0 0 m ²	
その他共用スペース等	約 4 0 0 m ²	ロビー，廊下，トイレ等
※ ホール	約 2 0 0 m ²	
第 2 福祉センター	約 7 0 0 m ²	
診療部門	約 5 0 0 m ²	
事務室等	200 m ²	
診察室等	200 m ²	
療育室等	100 m ²	
その他スペース	約 2 0 0 m ²	廊下，トイレ等

※ 本館ホールについては，存続と市民開放について検討していきます。

6 第2児童福祉センターの整備等の日程について

第2児童福祉センターの整備に関する日程については、「京都未来まちづくりプラン」の年次計画において平成23年度の整備を予定しており、今後、以下の日程で進めていきます。

○ 整備日程（予定）

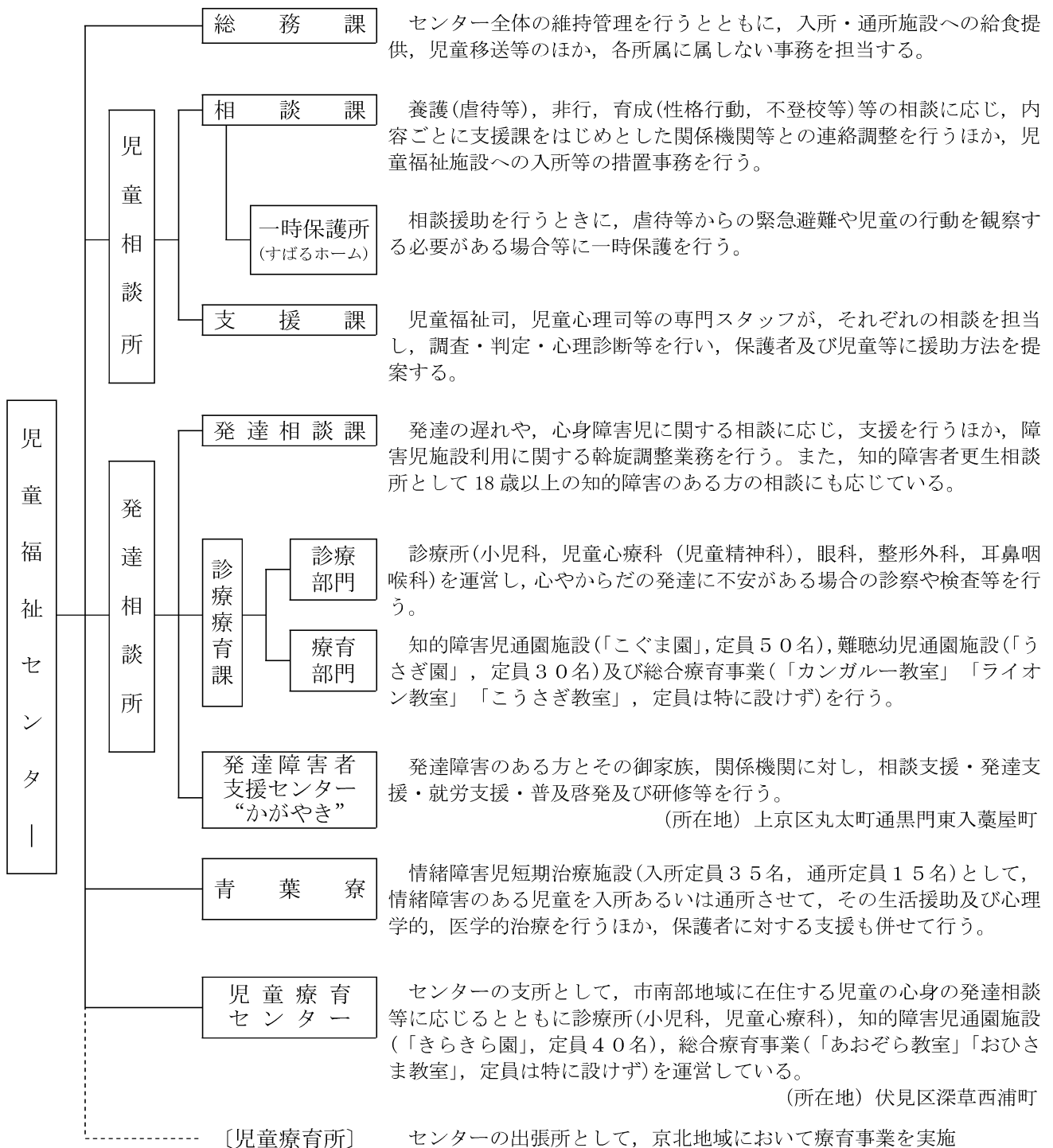
平成22年度 基本設計・実施設計

平成23年度 着工改修・整備

平成24年度 開設（予定）

<参考資料>

① 現在の児童福祉センターの概要



② 現在の児童福祉センターの建物規模等

児童福祉センター 6,444 m ² 上京区竹屋町通千 本 東 入 主 税 町 910-25	児童相談所（発達相談課，一時保護所・調理場 514 m ² を 含む）	約 1,542 m ²
	診療所	856 m ²
	療育教室（こぐま園，うさぎ園等）	1,345 m ²
	青葉寮	963 m ²
	知的障害者更生相談所	約 89 m ²
	院長室，総務課，療育職員室，講堂，資料室等	643 m ²
	倉庫，機械室等	1,006 m ²
児童療育センター 1,417 m ² 伏見区深草西浦町 6 丁目 65 番地（旧深 草支所跡）	障害相談窓口，相談室，職員室	125 m ²
	診療所	97 m ²
	療育施設（きらきら園等）	562 m ²
	発達障害者支援センター使用室	77 m ²
発達障害者支援セ ンター 上京区丸太町通黒 門東入藁屋町 536-1 （旧待賢小学校跡）	共用便所，機械室，地域会議室等	556 m ²
	相談室，指導室，研修室等	約 338 m ²

※ 一時保護所においては，講堂（約 169 m²）及びグラウンド（約 300 m²・青葉寮と共用）を体育施設として使用。また，児童福祉センターには市民用駐車スペース（19 台分）を設置。

子どもを共に育む京都市民憲章

わたくしたちは、

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。



オレンジリボン・キャンペーン

平成19年2月 5日（育児ニコニコ笑顔の日）制定

3月13日 京都市会が憲章を積極的に推進する決議

